

中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」ロゴマーク 使用ガイドライン

令和8年5月 横浜市中区役所福祉保健課

(目的)

第1条 中区における地域福祉保健活動の推進を目指し、中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という)を、多くの区民や地域の団体等に広く使用していただくため、必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 ロゴマークのデザイン等に関する一切の権利は、横浜市中区役所に属する。

(使用対象者)

第3条 次に掲げる者(個人・団体を問わない)は、ガイドラインを遵守のうえ、ロゴマークを使用できるものとする(ただし、営利目的の使用を除く)。

- (1) 中区に住所のある人、通勤または通学をしている人
- (2) 中区に本店、支店または営業所等を置く法人
- (3) 中区で活動する地域の活動団体

(使用手続き)

第4条 前条に掲げる者が当該ガイドラインに定める範囲内でロゴマークを使用する場合は、事前の申請手続を省略することができるものとする。

2 営利を目的とした使用、本ガイドライン以外の方法による使用、または前条に掲げる者以外の使用については、あらかじめ「中なかいいネ！ロゴマーク等使用申請書」に次の書類を添えて、中区福祉保健課長の承認を得なければならない。

- (1) ロゴマークを使用した印刷物、物品等の完成イメージが分かるもの
- (2) その他、中区福祉保健課長が必要と認めるもの・書類

3 前項に掲げる「中なかいいネ！ロゴマーク等使用申請書」及び関係書類は、使用期間開始の30日前までに、中区福祉保健課あてに提出することとする。

(使用の承認、使用禁止及び承認の解除)

第5条 前条第2項の申請内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中区福祉保健課長はロゴマークの使用を承認する。

- (1) 法令もしくは公序良俗に反する内容、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 特定の個人、団体、企業、政党もしくは宗教団体を支援するものであると認められるとき、またはこれらを支援もしくは公認しているような誤解を与えるとき、もしくはそのおそれのあるとき。
- (3) 本ガイドラインに沿った申請が行われていないとき、またはガイドラインに従わないおそれがあるとき。
- (4) その他、中区福祉保健課長が公益上の観点、著作権管理の観点、または第三者の権利侵害の観点から使用について不適當であると認めるとき。

- 2 中区福祉保健課長は「中なかいいネ！ロゴマーク等使用申請書」及び関係書類を受理した場合は、申請書受理から概ね 14 日以内に、審査結果を申請者に対し通知する。また、承認にあたって中区役所福祉保健課長が必要と認める場合は、使用条件を付することができるものとし、内容は通知に記載する。
- 3 本ガイドラインに沿わない使用方法や、使用承認時に付した条件が順守されていない場合は、使用者に対し是正を申し入れることができる。また、是正される見込みがない場合は、ロゴマークの使用を禁止、もしくは承認を解除することができる。

(使用料)

第6条 ロゴマーク使用にあたっての使用料は無料とする。

(使用状況等の報告)

第7条 中区福祉保健課長は、ロゴマーク使用者に対し、使用状況等について情報提供・報告を求めることができる。

(責任の制限)

第8条 ロゴマークを使用することに起因する損害、または損失について、横浜市は損害賠償、損失補償損等の法律上の一切の責めを負わない。

(管理)

第9条 ロゴマークの利用管理及び本ガイドラインに関する事務については、横浜市中区福祉保健課が所管する。また、本ガイドラインに定めるもののほか、ロゴマークの使用について必要なことは、中区福祉保健課長が定める。

年 月 日

中なかいいネ！ロゴマーク等使用申請書

(申請先)

中区福祉保健課長

(申請者)

所在地 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

次のとおり、中なかいいネ！ロゴマーク等の使用を申請します。

なお、使用にあたっては「中区地域福祉保健計画 「中なかいいネ！」ロゴマーク使用ガイドライン」に定める内容を遵守します。

使用する行事等の名称	
使用する媒体	
使用するデザイン (キャラクターイラスト・ ロゴマーク)	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	氏 名
	電話番号
	Eメール

※使用状況が分かる完成見本（写真や印刷原稿など）を添付してください。

※使用期間の開始 30 日前までに申請をしてください。

<区役所記入欄>

申請書受理日	年 月 日
使用承認・不承認	承認 ・ 不承認
	《使用条件》
申請者への連絡日	年 月 日

「中なかいいネ！」ロゴマーク使用ガイドライン

「中なかいいネ！ロゴマーク」は以下の内容に沿ってご使用ください。
多くの区民の皆さまに、このロゴマークをご活用いただき、みんなで
「中なかいいね！—中区地域福祉保健計画」を広めていきたいと考えてい
ます。ご協力よろしくお願いたします。

◆使用目的

ロゴマークは、「中なかいいね！—中区地域福祉保健計画」を地域で広
め、より多くの区民の皆様計画を身近に感じ、親しみを持ってもらうた
めに使用することとします。

◆使用できる人（団体）

営利を目的とする使用を除き、中区に住んでいる人、通勤・通学をして
いる人（団体）どなたでも自由にお使いいただけます。

- ・ 広く、自由にご使用いただくために、ガイドラインの内容にご留意く
ださい。
- ・ 事前申請が必要な場合があります。詳細はガイドラインをご確認く
ださい（ご不明点はお気軽に中区役所福祉保健課事業企画担当にお問
い合わせください）。

◇使用不可となるケース

以下に該当することが判明した場合は、使用を停止・お断りすることが
あります。

- ・ 本ガイドラインが守られていないとき
- ・ 法令もしくは公序良俗に反する内容や、そのおそれのあるとき。
- ・ 特定の個人、団体、企業、政党もしくは宗教団体を支援もしくは公認
しているような誤解を与えるとき、もしくはそのおそれのあるとき。など

◆ロゴマーク使用上の注意点

データは区役所 WEB ページからダウンロードできます。

（イラストだけでなく、ワードロゴ（計画名）とセットのデザインも
あります。ご活用ください）

デザインの縦横比や色合いは変えずにご使用ください。



中区地域福祉保健計画
中なかいいネ！

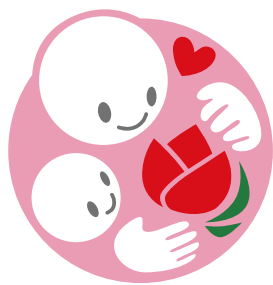
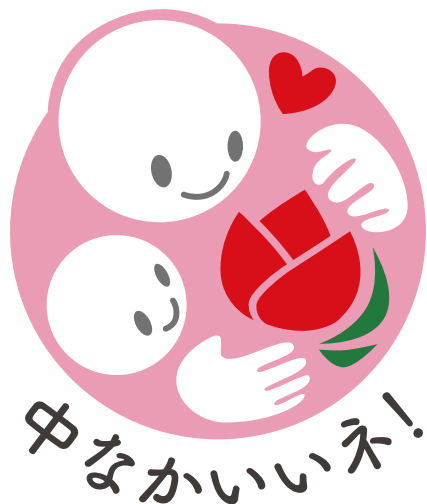
わたしのイラストも、ロゴマークも
たくさん活用してほしいなあ。

活用事例もみんなで情報交換できる
といいな、教えてね。



中なかいいネ！推進キャラクター
なかちゃん

【問合せ】横浜市 中区役所 福祉保健課 事業企画担当 電話045-224-8330



中なかいいネ!

最小寸法推奨値

ラウンドテキスト Ver.








約 25mm

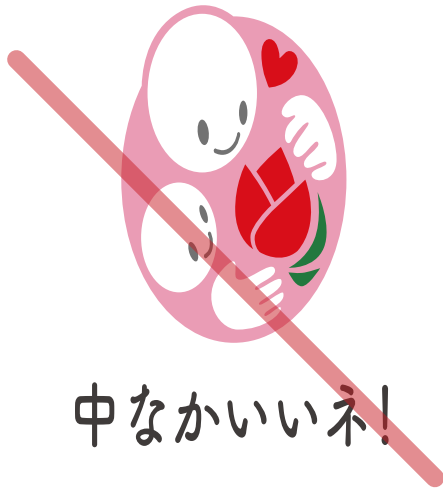
シンボルのみ



約 20mm

-  C:5% / M:50% / Y:10% / K:0%
-  C:10% / M:100% / Y:100% / K:0%
-  C:80% / M:30% / Y:90% / K:20%
-  K:70%
-  K:90%

使用禁止例



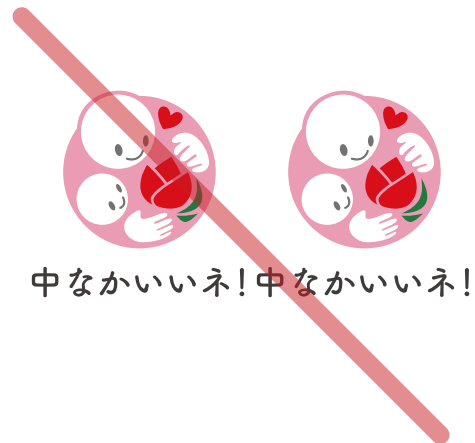
* 縦横比率の変更



* 色の変更



* 要素の削除



* 並列

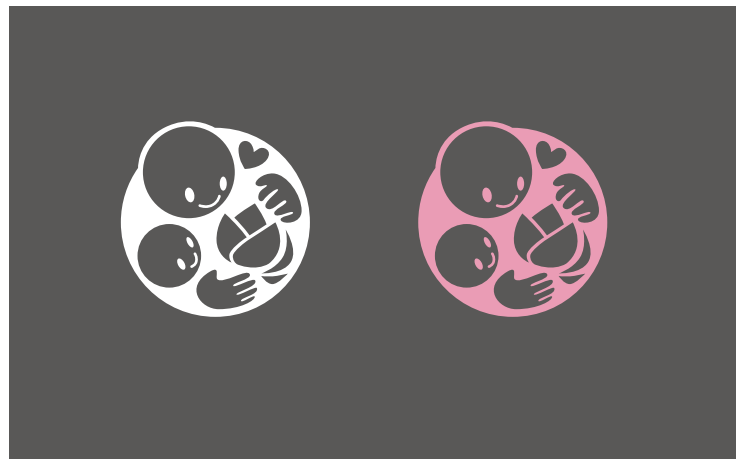


* アウトライン

背景色・単色使用例

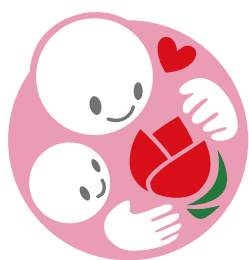


*
背景色や写真など、均一な背景が確保できない状況においては、白背景を配置してください。
余白のサイズにおいては、保護領域を参考にデザインに応じて調整ください。

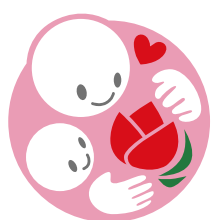


*
上記の白背景配置が難しい場合、単色表示において背景色が CMYK 数値合計 20% の場合は許容します。または透明度 20% 以下の写真なども同様です。濃色で余白が確保できない写真上への配置、斜線表示などの背景がロゴへ著しく影響する背景は禁止とします。

*
シルクスクリーンなどでの印刷の際に、濃色で均一な背景が確保された背景での白抜き表現や、メインカラー 1 色での印刷は可能としますが、色表現での個性を失うため、使用の際は担当までご確認ください。



中なかいいネ!



中区地域福祉保健計画
中なかいいネ!

